

三重県臨床心理士会倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会会員である臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

第3条 本会は、会員がその専門業務に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の定める「臨床心理士倫理綱領」並びに「日本臨床心理士会倫理綱領」に基づくものとする。

第4条 本会は、第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言及び情報提供
- (3) 職業倫理に抵触する事案に関する情報収集
- (4) その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条 委員会は、本会理事会より選出された担当理事1名と理事会において承認された会員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、理事会で選任された倫理委員会担当理事が就くものとする。
- 3 副委員長及び書記は委員の互選とする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長の職務を代行して行う。

(委員会の報告)

第8条 第5条に定める業務について、委員会は会長からの諮問に基づき検討した案を答申するものとする。

2 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて理事会に報告する。

(倫理違反者の処遇)

第9条 倫理違反者に対する処遇の検討は、本会理事会が選任した倫理委員会担当理事を含む理事3名、会員3名、また、必要に応じて依頼した外部委員（第三者委員）1名で構成される倫理事案審査委員会において行い、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止及び除名の何れか、又はそのうちの二つを含む処遇案を理事会に答申する。

第10条 倫理違反者の処遇の決定は、本会理事会において理事の過半数の議決によって会長の承認を得た後、これを行う。なお、処遇が下された者は、処遇の決定から2週間以内に、文書により異議申し立てを行うことができる。

(改廃手続き)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の承認を得た後、総会で過半数の議決を得て、これを行う。

附則 この規程は平成23年8月8日より施行する。
この規程は平成25年8月5日より施行する。(一部改正)